

横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託（北部）評価点記入表

あかJV

委員

評価項目	ねらい	着眼点	評価	評価点	評価基準	配点	評価	備考
1 業務の実績	業務を円滑に実施できる経験を有しているかを	1-1	横浜環境創造局下水道管路部もしくは土木事務所が発注した平成27年度から令和元年度までに完了した下水道管路施設に係る工事の最終契約金額（JVで受注したものは自社のみ）の合計	A	10	A、B、C、Dによらず、下記の計算式による（相対評価） 10×（当該JVの金額÷全JV中の最高金額）（小数点第二位以下切り捨て）	10	
		1-2						
		1-3	上記1-1の対象工事及び1-2の対象委託（成績評定点の通知を受けているものに限る）の成績評定点の平均点	A	10	85点以上	10	
		B		7.5	75点以上85点未満			
		C	5	65点以上75点未満				
D	2.5	65点未満						
1-4	統括マネジメント業務を担当する企業が、共同企業体の代表構成員の経験を有しているか（発注者が他の地方公共団体のものでも可）	A	10	有している	10			
C		5	有していない					
小計1						40		
2 実施方針	業務の目的や内容の理解度を確認	2-1	業務全体の目的や業務内容に対する理解度	A	10	特に優れている	10	
				B	7.5	優れている		
				C	5	普通である		
				D	2.5	普通よりやや劣る		
		2-2	各業務（詳細調査（計画・緊急）、緊急清掃、緊急修繕、統括マネジメント）の課題認識と、その課題に対する対応方針	A	10	特に優れている	10	
B	7.5	優れている						
C	5	普通である						
D	2.5	普通よりやや劣る						
小計2						20		
3 業務内容への提案	業務全体の品質を高いレベルで確保することを促す	3-1	業務全体のセルフチェックの仕組みに対する提案	A	10	特に優れている	10	
				B	7.5	優れている		
				C	5	普通である		
				D	2.5	普通よりやや劣る		
		3-2	計画的詳細調査業務について、品質を確保するための取組に対する提案	A	10	特に優れている	10	
B	7.5	優れている						
C	5	普通である						
D	2.5	普通よりやや劣る						
3-3	構成企業間や、関係機関等との対外的な調整を円滑に行うための取組に対する提案	A	10	特に優れている	10			
B		7.5	優れている					
C		5	普通である					
D		2.5	普通よりやや劣る					
小計3						30		
4 追加提案	業務の効率化、高度化に向けた創意工夫を	4-1	新たな手法や業務の進め方に関する工夫など、効率的・効果的な業務遂行に資する取組に対する提案	A	10	特に優れている	10	
				B	7.5	優れている		
				C	5	普通である		
				D	2.5	普通よりやや劣る		
		4-2	市職員や市内企業の技術力向上及び市民の下水道事業に対する理解促進に資する取組に対する提案	A	10	特に優れている	10	
B	7.5	優れている						
C	5	普通である						
D	2.5	普通よりやや劣る						
小計4						20		

評価項目	ねらい	着眼点	評価	評価点	評価基準	配点	評価	備考		
5 業務実施体制	業務を確実に履行するための適切な実施体制の構築を促す	5-1 構成企業数によらず、同一業務を担当する構成員同士、及び別業務を担当する構成員同士の連携がスムーズに図れる体制	A	10	特に優れている	10				
			B	7.5	優れている					
			C	5	普通である					
			D	2.5	普通よりやや劣る					
		5-2 本市監督員との連絡を確実かつ速やかに行うための方法	A	10	特に優れている	10				
			B	7.5	優れている					
			C	5	普通である					
			D	2.5	普通よりやや劣る					
		5-3 詳細調査業務及び清掃業務で確実に使用できる機材や車両等について、実作業を担当する企業が保有またはリース（リース会社からリースする場合、または、業者間の賃貸借の場合）している契約状況を提案時点で確認できるか	A	10	使用する機材や車両の台数を満たしており、保有やリースの契約状況を提案時点で確認できる。	10				
			C	5	使用する機材や車両の台数は満たしているが、保有やリースの契約状況が提案時点で確認できない。					
		5-4 危機管理・安全管理体制及び安全対策の方法	A	10	特に優れている	10				
			B	7.5	優れている					
			C	5	普通である					
			D	2.5	普通よりやや劣る					
		5-5 休日や夜間も含め、緊急業務に迅速に対応できる体制	A	10	特に優れている	10				
			B	7.5	優れている					
			C	5	普通である					
			D	2.5	普通よりやや劣る					
		小計5						50		
		6 地域貢献度	市内企業の最大限の活躍、市内経済活性化を促す	6-1 市内企業の数	A、B、C、Dによらず、下記の計算式による（相対評価） 10×（当該JVの市内企業数÷全JV中の最大の市内企業数） （小数点第二位以下切り捨て）		10			
6-2 市内企業が担当する業務の割合（事業費ベース）	A			10	80%以上	10				
	B			7.5	65%以上80%未満					
	C			5	50%以上65%未満					
	D			2.5	50%未満					
6-3 本市の下水道事業に係る災害時協定を締結している団体に所属している企業の数	A			10	3社以上	10				
	B			7.5	2社					
	C			5	1社					
	D			2.5	0社					
小計6						30				
7 企業としての取組	設組本市が推進している委託環境や健康経営等に関する企業独自の取り組みを積極的に	7-1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている企業（従業員101人未満の場合に限る）が構成員に含まれている	1	該当する	1					
			0	該当しない						
		7-2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている企業（従業員301人未満の場合に限る）が構成員に含まれている	1	該当する	1					
			0	該当しない						
		7-3 次世代育成支援対策推進法による認定（くろみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定、または、よこはまグッドバランス賞の認定を取得している企業が構成員に含まれている	1	該当する	1					
			0	該当しない						
		7-4 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得している企業が構成員に含まれている	1	該当する	1					
			0	該当しない						
		7-5 障害者雇用促進法に基づく障害者の法定雇用率2.2%（従業員45.5人未満の場合は1人以上の障害者雇用）を達成している企業が構成員に含まれている	1	該当する	1					
			0	該当しない						
		7-6 健康経営銘柄、健康経営有料法人（大規模法人・中小規模法人）の認定、またま、横浜健康経営認証のAAAクラスもしくはAAクラスの認証を受けている企業が構成員に含まれている	1	該当する	1					
			0	該当しない						
7-7 横浜市地球温暖化対策計画書制度に基づき、計画書を提出している	1	該当する	1							
	0	該当しない								
7-8 中小規模事業者向け地球温暖化対策に基づく省エネ活動を推進している	1	該当する	1							
	0	該当しない								
7-9 その他環境に配慮した取組を実施している	1	該当する	1							
	0	該当しない								
7-10 公共事業以外で自発的に地域貢献に取り組んでいる	1	該当する	1							
	0	該当しない								
小計7						10				
合計（1～7）						200				

横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託（北部）評価点記入表

あおJV

委員

評価項目	ねらい	着眼点	評価	評価点	評価基準	配点	評価	備考
1 業務の実績	業務を円滑に実施できる経験を有しているかを	1-1	横浜市環境創造局下水道管路部もしくは土木事務所が発注した平成27年度から令和元年度までに完了した下水道管路施設に係る工事の最終契約金額（JVで受注したものは自社のみ）の合計	A	10	A、B、C、Dによらず、下記の計算式による（相対評価） 10×（当該JVの金額÷全JV中の最高金額）（小数点第二位以下切り捨て）	10	
		1-2						
		1-3	上記1-1の対象工事及び1-2の対象委託（成績評定点の通知を受けているものに限る）の成績評定点の平均点	A	10	85点以上	10	
		B		7.5	75点以上85点未満			
		C	5	65点以上75点未満				
D	2.5	65点未満						
1-4	統括マネジメント業務を担当する企業が、共同企業体の代表構成員の経験を有しているか（発注者が他の地方公共団体のものでも可）	A	10	有している	10			
C		5	有していない					
小計1						40		
2 実施方針	業務の目的や内容の理解度を確認	2-1	業務全体の目的や業務内容に対する理解度	A	10	特に優れている	10	
				B	7.5	優れている		
				C	5	普通である		
				D	2.5	普通よりやや劣る		
		2-2	各業務（詳細調査（計画・緊急）、緊急清掃、緊急修繕、統括マネジメント）の課題認識と、その課題に対する対応方針	A	10	特に優れている	10	
B	7.5	優れている						
C	5	普通である						
D	2.5	普通よりやや劣る						
小計2						20		
3 業務内容への提案	業務全体の品質を高いレベルで確保することを促す	3-1	業務全体のセルフチェックの仕組みに対する提案	A	10	特に優れている	10	
				B	7.5	優れている		
				C	5	普通である		
				D	2.5	普通よりやや劣る		
		3-2	計画的詳細調査業務について、品質を確保するための取組に対する提案	A	10	特に優れている	10	
B	7.5	優れている						
C	5	普通である						
D	2.5	普通よりやや劣る						
3-3	構成企業間や、関係機関等との対外的な調整を円滑に行うための取組に対する提案	A	10	特に優れている	10			
B		7.5	優れている					
C		5	普通である					
D		2.5	普通よりやや劣る					
小計3						30		
4 追加提案	業務の効率化、高度化に向けた創意工夫を	4-1	新たな手法や業務の進め方に関する工夫など、効率的・効果的な業務遂行に資する取組に対する提案	A	10	特に優れている	10	
				B	7.5	優れている		
				C	5	普通である		
				D	2.5	普通よりやや劣る		
		4-2	市職員や市内企業の技術力向上及び市民の下水道事業に対する理解促進に資する取組に対する提案	A	10	特に優れている	10	
B	7.5	優れている						
C	5	普通である						
D	2.5	普通よりやや劣る						
小計4						20		

評価項目	ねらい	着眼点	評価	評価点	評価基準	配点	評価	備考		
5 業務実施体制	業務を確実に履行するための適切な実施体制の構築を促す	5-1 構成企業数によらず、同一業務を担当する構成員同士、及び別業務を担当する構成員同士の連携がスムーズに図れる体制	A	10	特に優れている	10				
			B	7.5	優れている					
			C	5	普通である					
			D	2.5	普通よりやや劣る					
		5-2 本市監督員との連絡を確実かつ速やかに行うための方法	A	10	特に優れている	10				
			B	7.5	優れている					
			C	5	普通である					
			D	2.5	普通よりやや劣る					
		5-3 詳細調査業務及び清掃業務で確実に使用できる機材や車両等について、実作業を担当する企業が保有またはリース（リース会社からリースする場合、または、業者間の賃貸借の場合）している契約状況を提案時点で確認できるか	A	10	使用する機材や車両の台数を満たしており、保有やリースの契約状況を提案時点で確認できる。	10				
			C	5	使用する機材や車両の台数は満たしているが、保有やリースの契約状況が提案時点で確認できない。					
		5-4 危機管理・安全管理体制及び安全対策の方法	A	10	特に優れている	10				
			B	7.5	優れている					
			C	5	普通である					
			D	2.5	普通よりやや劣る					
		5-5 休日や夜間も含め、緊急業務に迅速に対応できる体制	A	10	特に優れている	10				
			B	7.5	優れている					
			C	5	普通である					
			D	2.5	普通よりやや劣る					
		小計5						50		
		6 地域貢献度	市内企業の最大限の活躍、市内経済活性化を促す	6-1 市内企業の数	A、B、C、Dによらず、下記の計算式による（相対評価） 10×（当該JVの市内企業数÷全JV中の最大の市内企業数） （小数点第二位以下切り捨て）		10			
6-2 市内企業が担当する業務の割合（事業費ベース）	A			10	80%以上	10				
	B			7.5	65%以上80%未満					
	C			5	50%以上65%未満					
	D			2.5	50%未満					
6-3 本市の下水道事業に係る災害時協定を締結している団体に所属している企業の数	A			10	3社以上	10				
	B			7.5	2社					
	C			5	1社					
	D			2.5	0社					
小計6						30				
7 企業としての取組	設組本市が推進している委託環境や健康経営等に関する企業独自基準の積み重ねを積極的に	7-1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている企業（従業員101人未満の場合に限る）が構成員に含まれている	1	該当する	1					
			0	該当しない						
		7-2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている企業（従業員301人未満の場合に限る）が構成員に含まれている	1	該当する	1					
			0	該当しない						
		7-3 次世代育成支援対策推進法による認定（くろみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定、または、よこはまグッドバランス賞の認定を取得している企業が構成員に含まれている	1	該当する	1					
			0	該当しない						
		7-4 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得している企業が構成員に含まれている	1	該当する	1					
			0	該当しない						
		7-5 障害者雇用促進法に基づく障害者の法定雇用率2.2%（従業員45.5人未満の場合は1人以上の障害者雇用）を達成している企業が構成員に含まれている	1	該当する	1					
			0	該当しない						
		7-6 健康経営銘柄、健康経営有料法人（大規模法人・中小規模法人）の認定、またま、横浜健康経営認証のAAAクラスもしくはAAクラスの認証を受けている企業が構成員に含まれている	1	該当する	1					
			0	該当しない						
7-7 横浜市地球温暖化対策計画書制度に基づき、計画書を提出している	1	該当する	1							
	0	該当しない								
7-8 中小規模事業者向け地球温暖化対策に基づく省エネ活動を推進している	1	該当する	1							
	0	該当しない								
7-9 その他環境に配慮した取組を実施している	1	該当する	1							
	0	該当しない								
7-10 公共事業以外で自発的に地域貢献に取り組んでいる	1	該当する	1							
	0	該当しない								
小計7						10				
合計（1～7）						200				

横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託（南部）評価点記入表

評価項目	ねらい	着眼点	評価	評価点	評価基準	配点	評価	備考
1 業務の実績	業務を円滑に実施できる経験を有しているかを	1-1	横浜市環境創造局下水道管路部もしくは土木事務所が発注した平成27年度から令和元年度までに完了した下水道管路施設に係る工事の最終契約金額（JVで受注したものは自社のみ）の合計	A	10	85点以上	10	
		1-2	横浜市環境創造局下水道管路部もしくは土木事務所が委託した平成27年度から令和元年度までに完了した下水道管路施設に係る委託の最終契約金額（JVで受注したものは自社のみ）の合計	A	10	75点以上85点未満		
		1-3	上記①-1の対象工事及び①-2の対象委託（成績評定点の通知を受けているものに限る）の成績評定点の平均点	B	7.5	65点以上75点未満	10	
				C	5	65点未満		
		1-4	統括マネジメント業務を担当する企業が、共同企業体の代表構成員の経験を有しているか（発注者が他の地方公共団体のものでも可）	A	10	有している	10	
C	5	有していない						
小計1						40		
2 実施方針	業務の目的や内容の理解度を確認	2-1	業務全体の目的や業務内容に対する理解度	A	10	特に優れている	10	
				B	7.5	優れている		
				C	5	普通である		
				D	2.5	普通よりやや劣る		
		2-2	各業務（詳細調査（計画・緊急）、緊急清掃、緊急修繕、統括マネジメント）の課題認識と、その課題に対する対応方針	A	10	特に優れている	10	
B	7.5			優れている				
C	5			普通である				
D	2.5			普通よりやや劣る				
小計2						20		
3 業務内容への提案	業務全体の品質を高いレベルで確保することを促す	3-1	業務全体のセルフチェックの仕組みに対する提案	A	10	特に優れている	10	
				B	7.5	優れている		
				C	5	普通である		
				D	2.5	普通よりやや劣る		
		3-2	計画的詳細調査業務について、品質を確保するための取組に対する提案	A	10	特に優れている	10	
				B	7.5	優れている		
				C	5	普通である		
				D	2.5	普通よりやや劣る		
		3-3	構成企業間や、関係機関等との対外的な調整を円滑に行うための取組に対する提案	A	10	特に優れている	10	
				B	7.5	優れている		
小計3						30		
4 追加提案	業務の効率化、高度化に向けた創意工夫を	4-1	新たな手法や業務の進め方に関する工夫など、効率的・効果的な業務遂行に資する取組に対する提案	A	10	特に優れている	10	
				B	7.5	優れている		
				C	5	普通である		
				D	2.5	普通よりやや劣る		
		4-2	市職員や市内企業の技術力向上及び市民の下水道事業に対する理解促進に資する取組に対する提案	A	10	特に優れている	10	
				B	7.5	優れている		
				C	5	普通である		
				D	2.5	普通よりやや劣る		
小計4						20		

評価項目	ねらい	着眼点	評価	評価点	評価基準	配点	評価	備考		
5 業務実施体制	業務を確実に履行するための適切な実施体制の構築を促す	5-1 構成企業数によらず、同一業務を担当する構成員同士、及び別業務を担当する構成員同士の連携がスムーズに図れる体制	A	10	特に優れている	10				
			B	7.5	優れている					
			C	5	普通である					
			D	2.5	普通よりやや劣る					
		5-2 本市監督員との連絡を確実かつ速やかに行うための方法	A	10	特に優れている	10				
			B	7.5	優れている					
			C	5	普通である					
			D	2.5	普通よりやや劣る					
		5-3 詳細調査業務及び清掃業務で確実に使用できる機材や車両等について、実作業を担当する企業が保有またはリース（リース会社からリースする場合、または、業者間の賃貸借の場合）している契約状況を提案時点で確認できるか	A	10	使用する機材や車両の台数を満たしており、保有やリースの契約状況を提案時点で確認できる。	10				
			C	5	使用する機材や車両の台数は満たしているが、保有やリースの契約状況が提案時点で確認できない。					
		5-4 危機管理・安全管理体制及び安全対策の方法	A	10	特に優れている	10				
			B	7.5	優れている					
			C	5	普通である					
			D	2.5	普通よりやや劣る					
		5-5 休日や夜間も含め、緊急業務に迅速に対応できる体制	A	10	特に優れている	10				
			B	7.5	優れている					
			C	5	普通である					
			D	2.5	普通よりやや劣る					
		小計5						50		
		6 地域貢献度	市内企業の最大限の活躍、市内経済活性化を促す	6-1 市内企業の数	A、B、C、Dによらず、下記の計算式による（相対評価） 10×（当該JVの市内企業数÷全JV中の最大の市内企業数） （小数点第二位以下切り捨て）		10			
6-2 市内企業が担当する業務の割合（事業費ベース）	A			10	80%以上	10				
	B			7.5	65%以上80%未満					
	C			5	50%以上65%未満					
	D			2.5	50%未満					
6-3 本市の下水道事業に係る災害時協定を締結している団体に所属している企業の数	A			10	3社以上	10				
	B			7.5	2社					
	C			5	1社					
	D			2.5	0社					
小計6						30				
7 企業としての取組	設組本市が推進している委託環境や健康経営等に関する企業独自基準の積み重ねを参考に取	7-1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている企業（従業員101人未満の場合に限る）が構成員に含まれている	1	該当する	1					
			0	該当しない						
		7-2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている企業（従業員301人未満の場合に限る）が構成員に含まれている	1	該当する	1					
			0	該当しない						
		7-3 次世代育成支援対策推進法による認定（くろみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定、または、よこはまグッドバランス賞の認定を取得している企業が構成員に含まれている	1	該当する	1					
			0	該当しない						
		7-4 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得している企業が構成員に含まれている	1	該当する	1					
			0	該当しない						
		7-5 障害者雇用促進法に基づく障害者の法定雇用率2.2%（従業員45.5人未満の場合は1人以上の障害者雇用）を達成している企業が構成員に含まれている	1	該当する	1					
			0	該当しない						
		7-6 健康経営銘柄、健康経営有料法人（大規模法人・中小規模法人）の認定、またま、横浜健康経営認証のAAAクラスもしくはAAクラスの認証を受けている企業が構成員に含まれている	1	該当する	1					
			0	該当しない						
7-7 横浜市地球温暖化対策計画書制度に基づき、計画書を提出している	1	該当する	1							
	0	該当しない								
7-8 中小規模事業者向け地球温暖化対策に基づく省エネ活動を推進している	1	該当する	1							
	0	該当しない								
7-9 その他環境に配慮した取組を実施している	1	該当する	1							
	0	該当しない								
7-10 公共事業以外で自発的に地域貢献に取り組んでいる	1	該当する	1							
	0	該当しない								
小計7						10				
合計（1～7）						200				